

各施設の特徴

認定こども園



認定こども園は、教育・保育を一体的に行う施設です。幼稚園と保育園の機能や特徴をあわせ持ち、地域の子育て支援も行うところです。3歳以上児は、保護者が働いている、いないに関わらず利用でき、保護者の就労状況が変化した場合でも通い慣れた園を継続して利用することができます。

保育園



保育園は、保護者が働いていたり、病気にかかっているなどの理由で家庭で保育ができないとき、保護者にかわって保育することを目的とする児童福祉施設です。人間形成の基盤を培うとても大切な時期に、生活時間の多くの部分を過ごすところです。

幼稚園



幼稚園は、満3歳から小学校入学前までの幼児のための教育機関です。心身の発達を図り集団生活に慣れさせることを目的とする施設です。園によってさまざまな教育方針で教育が行われています。保護者が働いている、いないに関わらず利用できます。

入園の手続き



認定こども園・保育園

① 4月からの入園

詳しい内容は、豊橋市のホームページや保護者向け入園説明会などで順次お知らせいたします。

② 年度途中からの入園

- ・年度途中の入園については、各月初日からの入園をお受けします。
- ・詳しい内容は、豊橋市のホームページなどで順次お知らせいたします。



幼稚園

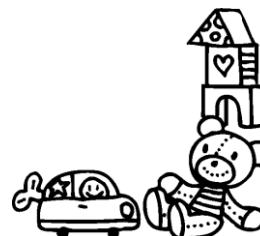
① 4月からの入園

詳しい内容は、豊橋市のホームページや広報とよはしなどで順次お知らせいたします。

- 1.入園案内、申請書などを各施設で配布します。（9月上旬ごろ）
- 2.申請書を各施設で受け付けます。（10月上旬ごろ）
- 3.入園面接等は各施設へお問合せください。

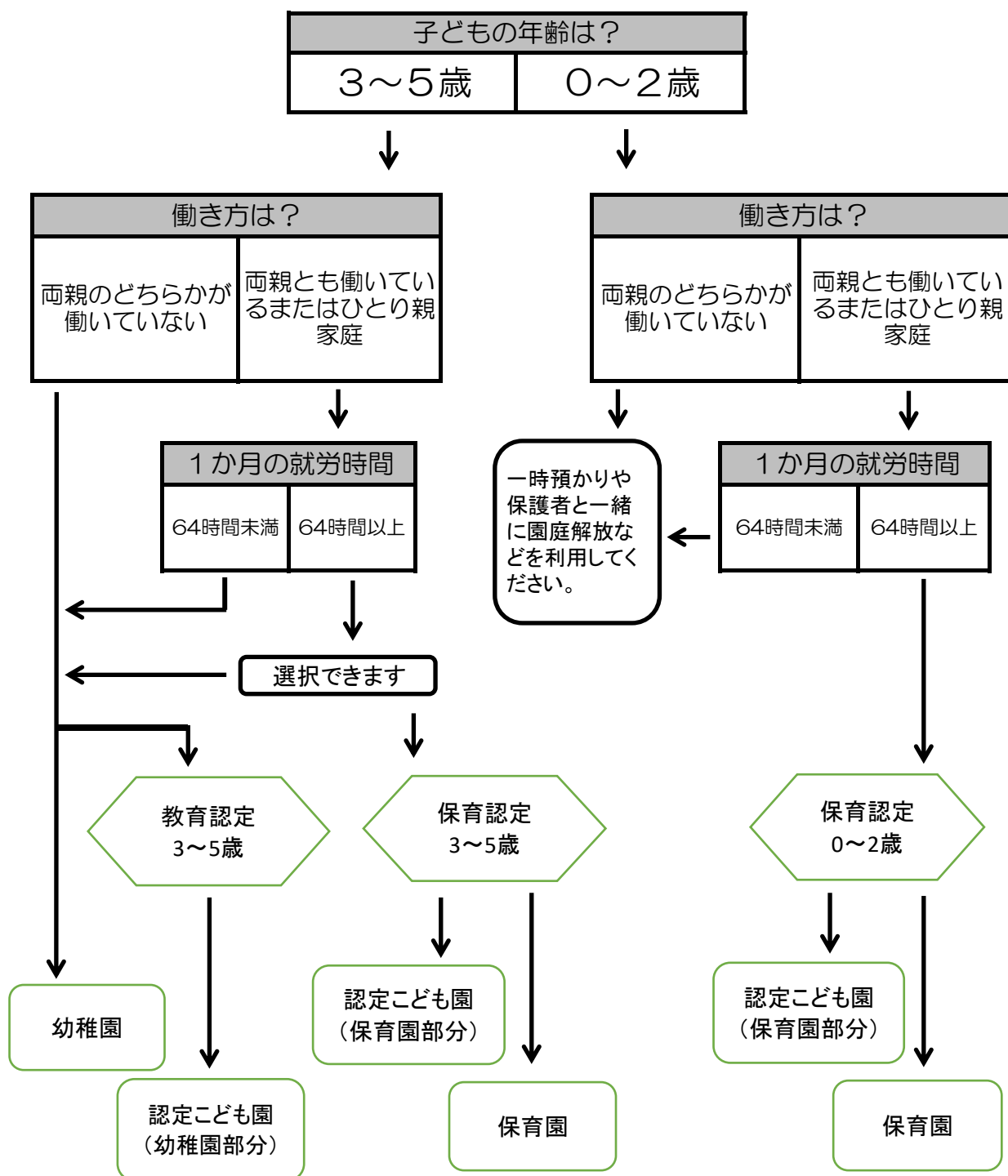
② 年度途中からの入園

- ・各施設へお問合せください。



利用可能な施設は・・・

お子さんの入る施設を選ぶ際、以下のチャート表を参考にしてください。



お子さんの年齢、認定の区分、利用できる施設については下表のとおりです。

年齢	認定の区分	利用できる施設
3～5歳	教育認定（新1号）	幼稚園
	教育認定（1号）	認定こども園（幼稚園部分）
	保育認定（2号）	認定こども園（保育園部分） 保育園
0～2歳	保育認定（3号）	

※幼稚園にも、保護者の就労等の状況により、預かり保育の利用が認められる認定の区分（新2号）があります。

保育を希望する場合

認定こども園（保育園部分）と保育園は、市の「保育認定」を受けることができる方のみ利用できます。「保育認定」を受けるには保護者のいずれもが下記①～⑧のいずれかに該当することが必要です。各事由ごとに認定の期間が異なりますのでご注意ください。
施設への入園申し込みの際に、該当事由を証明できる書類を提出していただきます。

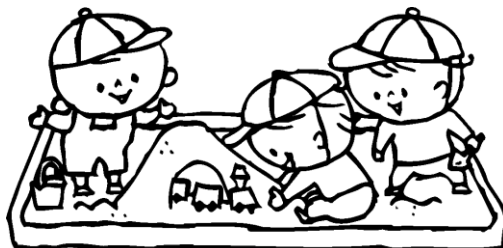
事由	条件	認定の期間
① 就労	自宅内外で月64時間以上の労働をしている （目安：1日4時間以上かつ週4日以上）	入園承諾開始日から 小学校就学前日まで
② 妊娠・出産	母親が妊娠中または出産前後である	出産予定日の前2か月 産後8週間経過後の月 末まで
③ 保護者の疾病・障がい	保護者が疾病または心身に障がいがあり、常に保育できない	入園承諾開始日から 医師の作成した診断書等に記載されている期間
④ 同居親族等の介護・看護	疾病または心身に障がいがあり、同居または長期入院している親族を常時介護・看護している	入園承諾開始日から 左の状態が継続されると見込まれる期間
⑤ 災害復旧	災害（火災、風水害、震災等）の復旧にあたっている	入園承諾開始日から 90日（3か月間）
⑥ 求職活動	求職活動（起業の準備を含む。）を継続的に 行っている	入園承諾開始日から 90日（3か月間）
⑦ 就学	学校教育法に基づく大学、専修学校、各種学校等に就学しているまたは職業訓練校などによる職業訓練を受けている （目安：1月64時間以上）	入園承諾開始日から 在学証明書等に記載されている期間
⑧ その他	下の子の育児に専念しているが、年度内に就労を開始する ※入園児童が3歳以上児の場合に限ります	原則、下の子が1歳に達する月まで

「保育認定」は、保育の必要量に応じて「標準時間」と「短時間」に区分されます。
この時間区分により、保育の利用時間や保育料が異なります。

- ・「標準時間」（長時間保育）：フルタイムの就労等を想定した、概ね11時間以内の利用
- ・「短時間」（通常保育）：パートタイムの就労等を想定した、概ね8時間以内の利用

上記以外の場合

認定こども園（幼稚園部分）や幼稚園は、3歳以上であれば上記①～⑧に該当するしないにかかわらず利用できます。施設への入園申し込みの際に、教育認定の手続きを行います。
利用時間は各施設へお問い合わせください。



認定こども園・保育園の食事

とよはしの認定こども園・保育園では、すべて施設の調理室で食事をつくる完全給食です。温かく、ぬくもりのある食事を、楽しく食べることができるよう、保育の大切な場面としてとらえています。

また、給食の献立は、各施設の栄養士または保育課の栄養士が、乳幼児の栄養所要量などを考慮して月単位で作成し、それぞれの施設で調理員が心をこめてつくっています。

	乳 児	幼 児
主 食	パン、米、めん	パン、米、めん
副 食	幼児食とほとんど同じですが、年齢に配慮した調理をしています。	主菜、副菜、汁物、果物
おやつ	午前10時ごろ 牛乳、果物、菓子 午後3時ごろ 幼児と同様のもの	午後3時ごろ 牛乳、手作りおやつ、菓子、果物

- ・認定こども園・保育園では、季節の行事にあわせた食事をとれるよう楽しく計画しています。
- ・0歳児の献立は別に作成し、離乳初期・中期・後期と区分しています。
- ・アレルギー症（食物）の児童は、除去食の対応が基本となりますが、事前に各施設へご相談ください。

認定こども園・保育園の職員配置

○園長 1名、主幹保育教諭（認定こども園）または主任保育士（保育園）1名

○保育教諭（認定こども園）または保育士（保育園）

配置基準について

（令和5年4月）

	とよはしの配置 (児童：保育教諭または保育士)	国の基準 (児童：保育教諭または保育士)
0歳児	3人：1人	3人：1人
1歳児	4.6人：1人	6人：1人
2歳児	5.2人：1人	6人：1人
3歳児	20人：1人	20人：1人
4歳以上児	30人：1人	30人：1人

※上記以外にも、長時間保育や児童数に応じて、保育教諭（認定こども園）または保育士（保育園）が配置されています。

・その他職員

児童数に応じて調理員等が配置されています。

・嘱託医師

各園では、子どもたちの健康管理のために、嘱託医師が1名委嘱され、年2回の健康診断が行われています。

認定こども園・保育園の保育料について

①保護者のみなさんに負担していただく保育料は、次のように決めています。

- 1 児童の父母、あるいは同居の祖父母（家計の主体である場合に限る）の市民税所得割額を確認し、階層区分を決めます。この際、住宅借入金等特別控除、配当控除等は適用されません。8月分保育料までは前年度市民税を、9月分保育料からは当年度市民税を確認します。
- 2 ひとり親世帯などであっても、市民税が課税されていたり、申告をしていない方、同居の祖父母（家計の主体である場合に限る）に課税されている場合などは、保育料を負担していただきます。

②保育料について

市民税所得割額の違いだけでなく、お子さんの年齢や、利用時間などにより金額が異なります。（次ページ「保育料徴収額表」を参照）

また各施設において、保育料以外に実費等の料金が必要です。金額・内容の詳細については各施設へお問合せください。

☆実費等の一例

母の会費、絵本代、主食費・副食費（3歳児以上）、バス利用料（園バスがある場合）

③保育料の軽減について

<国の制度>

◎同一世帯同時入園

同一世帯から他の認定こども園、保育園、幼稚園等を利用している児童を含め、2人以上入園している場合、2人目の保育料は半額、3人目以降は無料です。

<市の制度>

豊橋市では、国の基準より低い独自の保育料を設定し、多子世帯や低所得世帯の保育料の軽減副食費の補助をするなど、保護者の負担が軽減されるよう取り組んでいます。

（軽減の条件にカウントする子は保護者と生計が同一である場合に限る）

◎第1子目の軽減

市町村民税所得割課税額57,700円未満（4階層の一部まで）の世帯は保育料が無料です。

◎第2子目以降の軽減

18歳未満の児童が2人以上いる世帯の第2子目以降の保育料は無料になります。

◎副食費の免除

18歳未満の児童が2人以上いる世帯の第2子目の無償化対象児の副食費は4700円を上限に助成があり、第3子目以降は無料です。（申請が必要となります。）

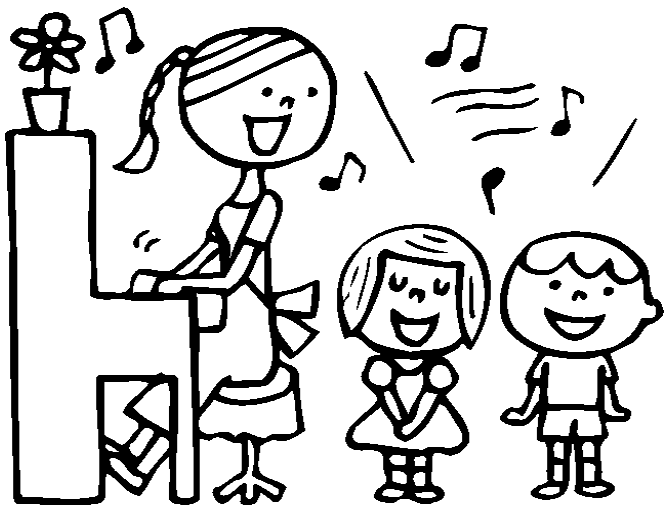
また、同一世帯から他の認定こども園、保育園、幼稚園等を利用している児童を含め無償化対象児のうち、一定の要件を満たす世帯については副食費が免除されます。

◎その他

母子世帯、父子世帯、在宅障害児（者）のいる世帯のうち、所得などの一定の要件を満たす世帯については、保育料の軽減や副食費の補助が受けられる場合があります。

令和5年度 豊橋市保育料徴収額表

階層区分			世帯区分	利用者負担額 (月額・円)給食費込		利用者負担額(月額・円)			
				3歳未満児 (0～2歳児クラス)		3歳以上児 (3～5歳児クラス)		満3歳以上児	
				保育認定 2、3号認定		保育認定 2号認定		教育認定 1号認定	
				標準時間	短時間	保育料	副食費	保育料	副食費
1	生活保護世帯		－	0	0	0	0	0	
2	市町村民税 所得割非課税世帯		－	0	0				
3	48,600円未満	ひとり親世帯等	0	0					
		その他の世帯	0	0					
4-1	48,600円以上 57,700円未満	ひとり親世帯等	0	0					
		その他の世帯	0	0					
4-2	57,700円以上 73,000円未満	ひとり親世帯等	4,950	4,500					
		その他の世帯	15,700	14,800					
5-1	73,000円以上 77,101円未満	ひとり親世帯等	4,950	4,500					
		その他の世帯	22,200	20,900					
5-2	77,101円以上 116,000円未満	－	22,200	20,900					
6	116,000円以上 163,000円未満	－	30,300	28,600					
7	163,000円以上 209,000円未満	－	39,000	36,900					
8	209,000円以上 340,000円未満	－	48,000	45,600					
9	340,000円以上 397,000円未満	－	53,000	50,400					
10	397,000円以上	－	58,000	55,200					



* この表の年齢区分は、クラス年齢によります。
(年度途中は年齢区分の変更を行いません)

* 保育認定の児童は、年度途中で3歳になっても
保育料は無料になりません。

【保育料の問合せは・・・】
豊橋市 保育課
電話 51－2309
51－2322

病児保育事業のご案内

病気やケガのため、保育園等や小学校をお休みしているお子さんを、専用の保育室でお預かりし、保育と看護を行っています。

対象となるお子さん

- 下記①～③のすべての条件を満たすお子さん
- ① 市内に在住する小学校6年生までの児童（施設によって異なります。）
 - ② 病気やけがの状態は安定しているが、まだ集団での生活が困難な児童
 - ③ 保護者の勤務等の都合により、家庭での保育が困難な児童



実施施設

※ 詳細は裏面をご覧ください

- 病児保育室「つくし」
- 豊橋市民病院院内保育所「あおたけ」
- こじかこども園病児保育室

【利用料】

- ◎ 日額 2,000円※（食事代等は含みません）
市民税非課税世帯、生活保護世帯は無料です
- ◎ 昼食等は保護者持参となります

【利用期限】

1回の利用につき、原則として7日以内

利用方法

※ 令和5年度より兄弟姉妹で同一施設を同一日に利用する場合は、利用料が世帯あたり日額2,000円となります。

登録

利用前に登録(事前登録)します(利用時に登録することもできます)。

市役所保育課または実施施設で登録をします。予防接種の履歴を記入しますので、母子健康手帳を持ってきてください。

仮予約

原則、前日までに利用したい実施施設に空き状況を確認し仮予約します。その際、持ち物も確認してください。

施設によって病名や感染症の種類により利用できない場合があります。
病気の状態や定員により利用できない場合があります。

受診

「医師連絡票」を持参し、かかりつけ医を受診します。

病児保育の利用が可能と診断された場合は、医師に記入してもらいます。

こども医療受給者証を提示していただければ無料です。

「医師連絡票」は、市のホームページ（<http://www.city.toyohashi.lg.jp/17966.htm>）からダウンロードできます。

または、市役所保育課・実施施設・保育園等にあります。

病児保育室利用日当日は、お子さんの症状を詳しく聞き取りますので、余裕をもって来てください。また、利用中に受け入れ時より症状が悪化した場合には、早めにお迎えをお願いすることがありますので、いつでも連絡がとれるよう御協力ください。

予約

診察終了後、仮予約した施設に正式予約します。

定員に空きがあれば、当日の予約も受け付けます。

予約をキャンセルする場合は、早めに予約をした実施施設にご連絡ください。

利用

医師に記入してもらった「医師連絡票」を持参し、実施施設で「病児保育利用申請書」を記入し、病児保育を利用します。

急な症状の変化や利用当日の健康状態により、実施施設の判断で利用をお断りすることがあります。

支払い

納付書が届いたら、利用料の支払いをします。

利用料は、翌月に利用月分をまとめた納付書を送りますので、豊橋市内にある金融機関でお支払いください。

豊橋市 病児保育 実施施設

以下の3施設にて実施しています

病児保育室「つくし」

場 所 : 豊橋市牟呂町字東里26
電 話 : 75-9296
定 員 : 1日 3人
受入年齢 : おおむね6か月以上から小学校6年生までの児童
利用日時 : 月～土曜日 午前8時00分～午後6時00分
(日・祝日・年末年始を除く)



※かかりつけ医を受診して「医師連絡票」に記入してもらってください。
※受け入れが可能な症状等については、直接ご連絡ください。

豊橋市民病院院内保育所「あおたけ」

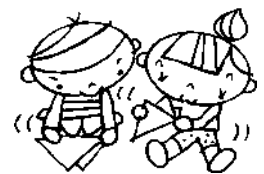
場 所 : 豊橋市青竹町字八間西50番地
電 話 : 33-6328
定 員 : 1日 2人(うち、1人は病院職員用となりますが、当日は空き状況により2人まで受け入れが可能です。)
受入年齢 : おおむね6か月以上から就学前までの児童
利用日時 : 月～土曜日 午前8時00分～午後6時00分
(日・祝日・年末年始を除く)



※かかりつけ医を受診して「医師連絡票」に記入してもらってください。
※受け入れが可能な症状等については、直接ご連絡ください。
(おおむね急性期を過ぎた症状の児童を対象とします。)

こじかこども園病児保育室

場 所 : 豊橋市植田町字一本木116の151
電 話 : 25-0528
定 員 : 1日 3人
受入年齢 : おおむね6か月以上から小学校6年生までの児童
利用日時 : 月～土曜日 午前8時00分～午後6時00分
(日・祝日・年末年始を除く)



※かかりつけ医を受診して「医師連絡票」に記入してもらってください。
※受け入れが可能な症状等については、直接ご連絡ください。

一時預かり事業のご案内



平日(12月29日から1月3日を除く)に、保護者に代わってお子さんを保育します。

こんなときに・・・

○月に数日だけ仕事がある

○少しの時間リフレッシュしたい

○病院に行かなければならないが、子どもを連れていけない

○出産、傷病により家庭での保育が難しくなってしまった...



次の条件をいずれも満たすお子さんが対象です。

①豊橋市に在住していること。

②認定こども園・保育園・幼稚園等に入園していないこと。

③概ね生後6か月以上の就学前児童



【 一時預かり実施園 】

各園により、利用方法等が異なります。詳細は裏面をご覧ください。

また、認定こども園や保育園の状況により、下記以外の園でも一時預かりを実施している場合がありますので、お近くの施設へ直接お確かめください。

□植田保育園

植田町字池堀田68-1

TEL 25-2411

□東山保育園

大岩町字境目5-1

TEL 41-5343

□こども未来館たんぽぽ

松葉町三丁目1

TEL 21-5528

□往完保育園

往完町字郷社東34

TEL 32-3225

□くるみ保育園

松葉町三丁目8-3

TEL 53-1528

【利用にあたってのお願い】

利用可能日数: 1人あたり月14日まで。

ただし、申込状況により利用日数が限られる場合がありますのでご了承ください。

給食・おやつ: 提供があります。

在園の子どもたちと同じ献立です。給食費が別途必要になります。

アレルギー等については各園にご相談ください。

※こども未来館たんぽぽでは、おやつ・お弁当持参となります。

利用のキャンセル: お子さんの体調不良等、やむを得ない理由がある場合には予約をキャンセルすることができます。予約施設にご連絡ください。

【問合せ先】

豊橋市 こども未来部 保育課

TEL 51-2324

植田保育園

【定員】

1日5名程度

【保育時間】

月～金 概ね午前8時～午後4時
ただし、初回は半日保育になります。

【利用料】

日額2,000円と給食費300円
利用日に園へ直接納金。

【利用方法】**①利用登録**

園で受付します。事前に親子でお越しください。
手続きの際は子どもさんの保険証を持参してください。

②予約方法

希望月の前月1日(土日祝日除く)より、電話にて
予約が必要です。午前8時30分より受付します。

往完保育園

【定員】

1日5名程度

【保育時間】

原則、月～金 午前8時～午後4時

【利用料】

日額2,000円と給食費300円(3歳未満児)
280円(3歳以上児)

利用月の利用最終日に園へ直接納金。

【利用方法】**①利用登録**

園で受付しますので、事前連絡をお願いします。手
続きの際は子どもさんの保険証を持参してください。

②電話予約受付時間 午後0時30分～午後2時

4月～ 6月分受付 3月15日

7月～ 9月分受付 6月15日

10月～12月分受付 9月15日

1月～ 3月分受付 12月15日

※行事等によりお受けできない日があります。

15日が土日祝になった場合は次の日に受付します。

受付は電話のみとなります。

東山保育園

【定員】

1日5名程度

【保育時間】

原則、月～金 午前8時～午後4時

【利用料】

日額2,000円と給食費260円
利用月の利用最終日に園へ直接納金。

【利用方法】**①利用登録**

登録手続きは園で行います。簡単な面接を行います
ので、事前連絡をお願いします。手続きの際は
子どもさんの保険証を持参してください。

②予約方法

利用希望月の前月1日(土日祝除く)から電話にて
予約が必要です。午前9時より受付します。

くるみ保育園

【定員】

1日6名程度

【保育時間】

原則、月～金 午前8時～午後4時
土曜日 午前8時～午後0時

【利用料】

日額2,000円(半日1,000円)と給食費240円
利用月の利用最終日に園へ直接納金。

【利用方法】**①利用登録**

登録手続きは毎週水曜日午前9時30分～午後3
時に園で行います。簡単な面接を行いますので、事
前連絡をお願いします。※緊急・急用時は随時対応
します。(登録は、年度ごとに必要です。)

②予約方法

利用希望月の前月1日(日祝除く)から電話にて予
約が必要です。午前9時30分より受付します。

こども未来館たんぽぽ

【定員】

1日5名程度

【保育時間】

月・火・木・金 午前9時30分～午後4時

【利用料】

日額2,000円(半日1,000円)
(おやつ・お弁当は持参)
利用月の利用最終日にこども未来館へ
直接納金。

【利用方法】**①利用登録**

登録手続きは月・火・木・金・土午前9時30分～午後4時にこども未来館で
行います。簡単な面接を行いますので、事前連絡をお願いします。

緊急時は随時対応していきます。(登録は、年度ごとに必要です。)

②予約方法

利用希望月の前月1日から10日の間にあいち豊橋市電子申請届出シス
テムで予約をしてください。利用決定日は、原則15日までに登録されたメー
ル宛にご連絡いたします。

あいち豊橋市電子申請届出システムはこちら→



※令和5年度より、兄弟姉妹で同一施設を同一日に利用する場合は、世帯あたり日額2,000円(半日1,000円)となります。



一時預かりの利用料給付金が給付されます。

R5 年度版

一時預かりを利用する方のうち、一定の条件を満たす世帯は、利用料給付金が給付されます。

* 対象者

- 豊橋市在住で、利用した日時点において、以下のどちらかに該当する世帯
- ・生活保護を受けている世帯
 - ・市民税が非課税の世帯（※利用する児童と同居する家族の市民税合計が 0 円の世帯）
（※利用した日が 4～8 月の場合は R4 年度分、9～3 月の場合は R5 年度分の市民税で判定します。）

* 対象施設

- ① たんぽぽ(こども未来館)・くるみ保育園・植田保育園・往完保育園・東山保育園
- ② 曙幼稚園・高師台幼稚園・大清水幼稚園

* 給付額

- ・児童 1 人あたり日額 **2,000 円** を上限に利用料給付金が給付されます。
（※給食（主食・副食）費、通園送迎費、行事費、延長保育料などは、給付の対象外です。）
（※施設等利用給付を受給している部分については、本給付と重複して給付を受けられません。）
（※①の施設では、兄弟姉妹で同一日・同一施設利用時に、利用料金が世帯あたり 2,000 円となります。この場合、2,000 円の利用料金を兄弟姉妹のいずれかの分として申請してください。）

* 対象期間

- ・令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月の間に利用した一時預かり利用料が対象です。

* 申請方法について

以下の書類を請求区分ごと各提出期限までに、保育課までご提出ください（郵送可）。

- ・申請書兼請求書
- ・一時預かりを利用した際の領収書の写し
- ・市町村民税課税の非課税証明書の写し

※郵送先：〒440-8501
豊橋市役所 保育課宛て(住所不要)

（※4～8 月利用分：R4.1/1 時点で豊橋市外に住民登録があった方は非課税証明書を提出）

（※9～12 月、1～3 月利用分：R5.1/1 時点で豊橋市外に住民登録があった方は非課税証明書を提出）

請求区分	提出期限
4～8 月利用分	9/29（金）
9～12 月利用分	R6.1/31（水）
R6.1～3 月利用分	R6.4/12（金）

* 給付金支払いまでの流れ（4～8 月利用分の例）

- ① 4～8 月に一時預かりを随時利用し、利用施設へ利用料金をお支払いいただきます。
（※領収書は必ずとっておいてください。）
- ② 4～8 月利用分の領収書とその他必要書類をそろえて、9/29(金)までに保育課へ提出します。
- ③ 10 月末ごろ、指定された口座へ市から給付金を振り込みます。

* お問い合わせ先

豊橋市役所 東館 2 階 保育課 ☎0532-51-2324 ✉hoiku@city.toyohashi.lg.jp
<https://www.city.toyohashi.lg.jp/50494.htm>



休日保育事業のご案内

日曜・祝日（12月29日から1月3日を除く）に保護者が仕事のためお子さんを家庭で保育できない場合、保護者に代わって保育します。

次の条件をいずれも満たすお子さんが対象です。

- ①市内の認定こども園（1号認定を除く）・保育園に在園していること。
- ②平日、認定こども園（1号認定を除く）・保育園に通っていることと同じ理由により、年間を通して休日においても家庭で保育する保護者がいないこと。
- ③年齢が満1歳から6歳までであること。

【実施場所】

□くるみ保育園

松葉町三丁目8の3

Tel 53-1528

□こじかこども園

植田町字一本木116の151

Tel 25-3165

※各施設、1日の定員は概ね20名です。

園の状況によってはご希望に添えないこともあります。

【保育内容】



保育時間：原則、午前8時から午後4時
※午前7時45分～午後6時までは要相談。

利用料：日額2,000円

（生活保護世帯、市民税非課税世帯は利用料無料）
※令和5年度より、兄弟姉妹で同一施設を同一日に利用する場合は、世帯あたり日額2,000円となります。

その他：給食はありません。

昼食・飲料の用意をお願いします。

おやつは施設にて用意します。

～利用方法～

①事前に利用登録が必要です。登録手続きは、利用する施設で行います。

利用を希望する月の前月10日までに手続きが必要です。

※登録については年度ごとです。翌年度も引き続き利用される場合は再度登録が必要です。

②月ごとに利用日の申請をします。利用を希望する月の前月10日までに「利用日申込書」を利用する施設に提出してください。

③祝日の利用料は無料です。また、日曜日に休日保育を利用し、代わりに在籍園を平日（その月内の月～土曜日）に欠席した場合も無料となります。

④利用料が発生した場合、納入通知書によりお近くの金融機関でお支払いしていただきます。納入通知書は、利用月終了後に郵送いたします。

☆問い合わせ先☆

くるみ保育園 （電話53-1528）

こじかこども園 （電話25-3165）

豊橋市役所 保育課（市役所東館2階 電話51-2324）

やっぱり、
こどもが
好き!

豊橋市 保育士・保育所支援窓口

豊橋市では、保育園や認定こども園で働きたい方を
支援するために、「保育士・保育所支援窓口」を開設しています。
保育士として働きたい方と、保育士さんを必要としている
各施設を繋ぎます。相談だけでも結構ですので、
気軽にご利用ください！

豊橋市こども未来部保育課

☎ 0532-51-2365

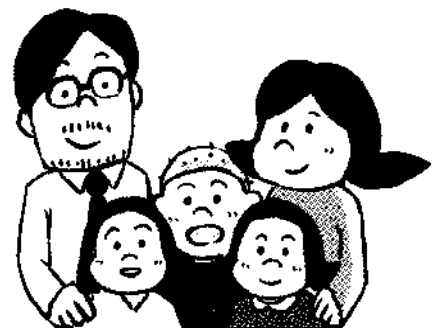
✉ hoiku@city.toyohashi.lg.jp



LINE



豊橋市HP



©Akko

豊橋市保育士・保育所支援窓口イメージキャラクター
ロクちゃん家族

保育士として働きたいあなたを支援します。